

平成30年度労働報酬下限額

(1) 工事請負契約（条例第6条第1項第1号関係）

〔単位：円（1時間あたり）〕

No	職 種	労働報酬下限額	No	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,070	27	普通船員	2,180
2	普通作業員	2,040	28	潜水士	3,660
3	軽作業員	1,350	29	潜水連絡員	2,640
4	造園工	2,140	30	潜水送気員	2,570
5	法面工	2,530	31	山林砂防工	2,430
6	とび工	2,530	32	軌道工	3,780
7	石工	3,390	33	型わく工	2,480
8	ブロック工	2,530	34	大工	2,310
9	電工	2,160	35	左官	2,340
10	鉄筋工	2,340	36	配管工	2,080
11	鉄骨工	2,250	37	つり工	2,470
12	塗装工	2,450	38	防水工	2,450
13	溶接工	2,570	39	板金工	2,310
14	運転手（特殊）	2,130	40	タイル工	—
15	運転手（一般）	1,890	41	サッシ工	2,480
16	潜かん工	3,240	42	屋根ふき工	—
17	潜かん世話役	3,820	43	内装工	2,550
18	さく岩工	2,540	44	ガラス工	2,370
19	トンネル特殊工	3,210	45	建具工	2,340
20	トンネル作業員	2,450	46	ダクト工	2,140
21	トンネル世話役	3,640	47	保温工	2,410
22	橋りょう特殊工	3,010	48	建築ブロック工	—
23	橋りょう塗装工	3,130	49	設備機械工	2,470
24	橋りょう世話役	3,490	50	交通誘導警備員 A	1,400
25	土木一般世話役	2,400	51	交通誘導警備員 B	1,170
26	高級船員	2,740			

（注） タイル工、屋根ふき工、建築ブロック工に該当する労働者等については、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得ること。

（注） この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、軽作業等を行う者については、880円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

(2) 工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定（条例第6条第1項第2号関係）

労働報酬下限額	880円（1時間あたり）
---------	--------------